

2012年10月24日

消費者庁長官 阿南久様

食のコミュニケーション円卓会議
代表 市川まりこ

新食品表示法について意見書

食品表示一元化検討会報告書は、さまざまな消費者の意見を取り入れてまとめられたものです。大規模なアンケート調査も行われ、消費者の大多数が「今の食品表示はわかりにくい」としたことを受けて、優先順位の考え方が導入され、1年をかけて検討されました。2013年3月をめどに策定される「新食品表示法」には、高齢化を含めて、多様な目線を持つ多様な消費者で成り立つ社会であることを前提に、消費者と事業者双方にとってわかりやすいルールとして、社会全体の満足度が高くなる一致点を目指すことを求めます。

【食品表示をわかりやすくするための取り組みについて】

食品表示のわかりやすさは、消費者が目で見え見やすい、その内容を理解しやすく活用できるものになっていることが重要と考えます。

1) 食品表示のルールをシンプルに

消費者がルールを理解しやすく、事業者がルールを間違えないためには、表示ルールを単純かつ明確にすべきと考えます。報告書にも記載されているように、JAS法と食品衛生法では、生鮮食品と加工食品の用語の定義が違います。食品表示に関する法律において、用語を統一したうえで、整合性を図ることが必須と考えます。

また、同じJAS法で加工食品品質表示基準と一部の個別の品質表示基準の矛盾が生じています。例えば、原材料表示において、加工食品表示基準では食品素材と食品添加物を分けて多いもの順に表示していますが、一部の個別品質表示基準では食品素材と食品添加物を分けずに多いもの順に表示しています。

このように、同じ食品表示で異なったルールがあると、消費者の理解の促進が阻害されると考えます。このような矛盾を解消するため、個別の品質表示基準の改正を要望します。

2) 義務表示も臆せず点検と検証を

消費者にとってわかりやすい食品表示を実現するために、まず、必要な表示の見つけやすさ、読みやすさが重要です。そのために、表示項目、スペース、表示方法の検討が必要です。中でも、表示事項の優先順位については、長年の議論の積み重ねと『消費者のために』という要望におされて出来た経緯を持つ諸々の義務表示であっても、現在において合理性を欠くようなものは無い、臆せず点検と検証が必要です。法案成立後、本当に必要な義務表示なのか、誰がどんなメリットやデメリットを受けるのか冷静に議論し、必要があれば優先順位の考え方を導入し見直しも視野に入れるべきと考えます。

3)文字を大きくすることについて

今後、栄養成分表示が義務化されれば、義務表示事項は増えます。現状の表示可能面積で、増えた義務表示事項を全て記載し、かつ文字を大きくすることは、スペース的に無理があるのではないのでしょうか。

報告書では文字の大きさは8ポイント以上としか書かれていませんが、読みにくい点からすると表示可能面積150cm²以下で認められている5.5ポイント以上の方がずっと読みにくいと考えます。Webアンケートで「文字が小さいから分かりにくい。」といているのが、8ポイントのことを言っているのかを、再検証する必要があると思います。

【栄養表示の義務化に必要なこと】

1)環境整備に必要なこと

報告書で栄養表示の義務化の方向性が出されましたが、義務化を円滑に行うためには、消費者が栄養表示を有効に活用できる環境整備と、事業者が栄養表示を行いやすくする環境整備が重要と考えます。

まずは、栄養・栄養表示に関する効果的な消費者教育が早急に必要と考えます。事業者側の環境整備として、現行制度での計算値方式の導入、許容範囲の拡大等の表示基準の改訂は出来るだけ早く行うことが必要と考えます。また、計算値のよりどころになるデータベースの整備も早急に行うことが必要です。

2)義務化対象の決定について

義務化対象の決定については、実行可能性も十分考慮に入れて決定すべきと考えます。また、対象栄養成分については、各国の義務表示の実態も大事ですが、日本人の摂取状況を第一に考えて決定すべきと考えます。

【加工食品の原料原産地表示の拡大について】

Webアンケートから、本来は安全のための表示では無い加工食品の原料原産地表示(消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する)が、「安全のため」と間違った認識されているなど、表示制度の主旨が十分に浸透していないことが明らかになっています。

現行制度の22食品群と4食品は、その都度その都度変わる考え方を無理やりつなぎ合わせてきたつぎはぎの制度です。

確かに一部には原料原産地表示で恩恵を受けている事業者もいるかもしれませんが、何が何でも知りたいという一部の消費者の要望に応えているのかもしれませんが、この要望に応えるためのコストを、全ての消費者が負担しているのはおかしいことです。

そもそも食品は、原料原産地の違いによって安全性の度合いが違うというものではないは

ずです。安全性は、フードチェーンの中でそれぞれのところがきちんと担う事で担保されていくものであり、原料原産地でそれを区別すべきではないと考えます。表示の本質が消費者に届いていないこの現状を何とか変えるために、原料原産地表示は、リセットし、一から見直すべきです。

【その他の個別表示事項について】

その他の食品表示のルールとしては、遺伝子組換え表示、食品添加物表示、アレルギー表示等があり、検討すべき課題があると思います。この検討については新食品表示法が策定され、全体を見据えた上で検討すべきと考えます。

以上